

核軍縮に関する国際情勢 (3)

——NPT再検討会議準備委員会での議論——



大阪大学大学院国際公共政策研究科

教授 黒澤 満

2004年4月26日から5月7日にかけて、2005年核不拡散条約(NPT)再検討会議の第3回準備委員会がニューヨークの国連本部で開催された。ここでは、2000年再検討会議の最終文書により、2005年再検討会議への勧告の採択が予定されていたが、各国の意見の対立のため、勧告に合意を達成することはできなかった。

今回の準備委員会の最大の特徴は、特に米国が核軍縮にほとんど関心を払うことなく、もっぱら、イラン、北朝鮮など核不拡散の違反問題に議論を集中したことである。このことは、米国はもはや核軍縮にはまったく関心をもっていないこと、核不拡散の違反や強制にのみ関心があることを示している。この米国の態度は、今回の会議のみならず、全般的に見られるものである。

1 米国の見解

まず4月27日の米国の一般演説では、——この演説には、「NPT：違反の危機」というタイトルがつけられていた——、NPTの4非核兵器国が、核兵器開発のカバーとしてNPTを利用していたか、利用しているとし、イランが条約義務に違反していること、北朝鮮は締約国であった時に条約義務に違反しており、その後条約からの脱退を宣言したこと、イラクとリビアは過去においてNPTに違反していたとまず述べられている。

米国は違反の問題を重視しており、ブッシュ大統領は2月11日に、「拡散国は、違法な兵器の製造のために必要な物質やインフラを取得するために、NPTを冷笑的に操作するようなことは断じて許されるべきではない」と述べているとし、ブッシュ大統領の提案を再強調した。それらは、①平和利用のカ

バーの下で核兵器のための核分裂性物質を追求することを許している条約の抜け穴をふさぐこと、②保障措置に関するIAEA特別委員会を設置し、義務の遵守を確保すること、③未申告核活動を探知する新たな手段として追加議定書を承認し履行すること、④NPTやIAEAの違反の調査を受けている国がIAEA理事会や委員会の席をもつことを停止すること、である。

次に、NPTの第2条と第4条が本質的に関連していることを強調し、第4条の原子力平和利用の権利は、第2条の不拡散の義務を遵守していることが条件となる。そのためすべての締約国が第2条を遵守しているかを厳格に検証しなければならない。各国はその遵守を確保するための包括的な法および規則を定めていなければならない。これはカーンの闇市ネットワークが明らかになり一層重要になっている。

米国は有効な輸出管理システムを構築するため各国と協働しており、新たな国連安全保障理事会決議を提出している。しかし、検証だけでは十分ではない。厳格な検証制度があっても、確認された違反が放置されるならば無価値となる。したがって強制が不可欠となる。拡散防止措置(PSI)のような措置がさらに重要となってくる。

その後、イランのケースを詳細に紹介し、いかに多く違反しているかを述べ、次に、北朝鮮のケースにふれ、完全に検証可能で不可逆的な廃棄を確保することが不可欠であると述べ、最後にリビアのケースに言及し、大量破壊兵器を放棄することにより多くの利益があることを強調する。

このように、米国の最初の一般演説は、もっぱら違反問題に集中したもので、このような方法は、こ

れまでの米国のやり方から見ても異例であるし、他の核兵器国の一般演説からしても、きわめて一点に集中したものとなっている。

この演説で、米国は核軍縮につき以下のように少しだけ言及している。

米国は第6条の義務に強くコミットし続けており、ブッシュ大統領は、第6条の目標に大きく貢献している。1つはモスクワ条約の締結であり、もう1つは、大量破壊兵器の拡散に対するグローバル・パートナーシップである。全体として、それは、世界をより平和にする行動の極めて印象的な記録である。

また、今回の演説で違反と強制に集中し、その重要性を強調しつつ、「われわれは、そもそも存在しない第6条問題に焦点を合わせることによって、われわれが直面している違反問題から注意をそらすことはできない」と述べている。これは米国の考えを極めて直接的に表しているものであり、第6条問題というのは存在しない、つまり米国は第6条を完全に履行しているという前提に立っていること、次に違反問題が最高に重要であって、それに集中すべきであって、第6条の問題など議論すべきでないという姿勢が表れている。

その後のクラスター別の審議において、第1クラスターは「核不拡散、核軍縮、国際の平和と安全保障」を議論するところで、通常ここでは核軍縮問題が中心に議論されるが、米国はここにおいても、主として違反問題に集中して議論を展開した。

4月30日には、米国は「第1条および第2条」に関する演説を行い、特に第2条の非核兵器国による核兵器の「製造」の側面を取り上げ、核兵器の最後の完成をもって違反になるのではなく、核兵器の製造の意図をもっていかどうかを重要であるとし、北朝鮮のケース、イランのケース、リビアのケースを詳細に検討し、ある国の行動が核兵器取得の意図を表しているかどうかを決定するための諸原則を列挙し、この問題の重要性を強調する。

さらに同日、米国は「違反：挑戦と機会」に関する演説を行い、平和利用というカバーに覆われたプログラムが遵守に対する挑戦となっていること、違反の探知および違反の承認が困難であるが、締約国の核活動の目的の判断が、第2条の遵守を評価する中核となること、さらに違反が確認されてもそれに対応する措置が取られないならば不拡散体制は危機に陥るので、国連安保理などで、違反の場合には多くのコストがかかるようにすべきであると述べる。

5月3日に至って米国は「第6条」に関する演説を行い、まず過去15年間でいかに多くの核兵器が

削減されたかを強調し、次に、現在の政策と行動につきモスクワ条約を高く評価し、米国の「核態勢見直し」において核兵器への依存を減少すると述べる。米国の核政策への批判に対しては、「多くの批判者は、米国が新たな低威力の核兵器を開発しており、いわゆる核兵器使用の敷居を下げるような政策を追求していると言っているが、それは間違いである。事実はそれと反対であって、米国は核兵器への依存を減らす政策を追求している。…米国は低威力を含め新たな核兵器を開発していないし、先進的概念に対する議会の予算の下での新たな兵器の研究は、完全に概念的なものである。さらに米国は核爆発実験を実施する計画はもっていないし、核実験モラトリアムを引き続き遵守している」と反論している。第3に、旧ソ連諸国の非核化に関する協力的脅威削減で米国がいかに努力しているか、グローバル・パートナーシップでも核軍縮に向けてさまざまな努力を行っていることを強調している。結論として、「米国が第6条の義務を完全に遵守していることにまったく疑問の余地はない」と述べる。

2 その他の核兵器国の見解

ロシアは、核軍縮に関してモスクワ条約の実施状況を説明し、非戦略核兵器の削減についても、陸軍のものを除きほぼ完了したとし、核兵器国は他国に配備している核兵器を自国に撤去することを主張し、軍縮会議(CD)での兵器用核分裂性物質生産禁止条約(FMCT)の交渉を支持し、非核兵器地帯の設置を支持し、法的拘束力ある消極的安全保障を支持し、宇宙における軍備競争の防止はNPTにとって重要であり、措置をとるべきことを主張する。さらにCTBTの現状に危惧を表明している。

英国は、自国の核兵器の削減をどれだけ実施したかを詳細に説明し、CTBTを早期に署名・批准したことを述べ、FMCTの交渉の再開を支持し、軍縮の検証に関する作業文書を提出したことを強調し、非核兵器地帯について中央アジアと東南アジア諸国と協議を続けること、中東非核兵器地帯を支持すること、消極的安全保障については以前と変化がないことを述べる。

フランスは、全面完全軍縮の枠組内での核軍縮という基本的立場を述べ、CTBTを早期に署名・批准したこと、自国の核戦力を大きく削減したこと、核実験場を閉鎖したこと、厳格な十分性のレベルにまで核戦力を削減したと述べる。

中国は、核軍縮と核不拡散は相互に支え合い補完的なものであるとし、米国の政策に関して、先制攻撃戦略を採択したり、核攻撃の目標として他国を明示的にリストしたり、核兵器の使用の敷居を下げ、

新型の使い易い核兵器の研究開発をしたり、核実験準備期間を短縮したりする動きは、国際の流れに反するだけでなく、国際不拡散努力に有害であると述べる。消極的安全保障は法的拘束力ある文書ができるだけ早く作成されるべきだと主張する。CTBTの早期の発効、FMCTの交渉開始を主張する。

3 非核兵器国の見解

4月26日の一般演説で、日本はNPTの役割として、NPTは核不拡散と核軍縮の両者の条約であること、核兵器の全廃が第6条の履行を通じて達成されるべきことを主張し、日本の基本姿勢として、非核政策を追求し、核軍縮に努力していること、2005年は広島・長崎の60周年にあたり、すべての国に対し核兵器全廃へのコミットを要請すると述べる。重要課題として、まず核軍縮を挙げ、モスクワ条約の発効を歓迎するが、CTBTの発効とFMCTの交渉開始に関しては懸念を表明し、遵守について北朝鮮、イラン、リビアに言及し、最後の軍縮・不拡散教育の重要性を強調する。

第6条に関する5月3日の演説では、日本は、①核兵器国による核兵器の削減について、モスクワ条約を歓迎しつつ、その完全な履行を希望すること、すべての核兵器国は、米露の削減をまたず、削減を実施することを要請し、②非戦略核兵器では、すべての関係国にその削除を要請している。③CTBTについては、その早期の発効の重要性と緊急性を強調し、まだ署名・批准していない国にそれを強く要求するとともに、CTBTの検証レジームの構築への協力を呼びかけ、④FMCTに関してその交渉の遅滞なき開始を要求し、⑤旧ソ連諸国の非核化支援では、日本の支援状況が述べられ、最後に⑥市民社会および将来世代との対話の強化において、軍縮・不拡散教育の重要性を強調している。

新アジェンダ連合(NAC)を代表して、メキシコが4月26日に一般演説を行ったが、そこでは、核軍縮の達成はオプションではなく、NPT内に確立された義務であると述べ、2000年に明確な約束がなされていること、13項目は選択的でなくすべて実施すべきことを強調している。モスクワ条約は透明性と検証措置が欠けていると批判し、新型兵器の開発や核兵器使用の正当化、核実験の再開などはNPTに反すること、CTBTの早期発効を要請し、非戦略核兵器問題が無視されていることを述べる。さらにCDは、軍縮を取り扱う補助機関を設置すべきことが主張される。また消極的安全保障については、法的拘束力ある条約をCDで交渉することを提案している。

非同盟諸国(NAM)を代表して、マレーシアが

4月26日に一般演説を行ったが、まずNAMとしては核兵器の全廃に向けての進展が見られないことに懸念を表明し、モスクワ条約は核兵器の不可逆的な削減や全廃の替りにはならないことを主張し、戦略防衛理論において核兵器の使用が正当化されていること、および新型核兵器の開発や新たな攻撃方法が開発されていること、ABM条約が廃棄され戦略的安定性や宇宙における軍備競争の防止に新たな問題が生じていることを指摘し、CTBTの早期発効を要請している。核軍縮については、CDに核軍縮に関する委員会を設置し、核兵器禁止条約を含めて、特定の時間的枠組をもった核兵器の全廃のための段階的な計画を交渉すべきことを提案している。またFMCTの交渉が始まらないこと、および安全保障政策における核兵器の役割の低下が進展していないことが指摘されている。また消極的安全保障については、法的拘束力ある条約を作成すべきことを主張している。

むすび

今回の準備委員会における議論を検討すると、米国以外の国家の態度は基本的に以前とは大きく変わっておらず、従来の主張が繰り返されているように思われる。もっとも、個別の問題の重要度とか強調の程度などの変化はあるが、全体的には継続性が見られる。

それに反して、米国はこれまでのものとは大きく異なる態度を取り、核軍縮に関する議論はほとんど行わず、もっぱら非核兵器国による核不拡散義務の違反の問題に集中して議論を進めた。その態度の裏には、核軍縮の進展にはまったく問題はなく、米国は完全に第6条を遵守しているという解釈が存在する。したがって、まったく問題のないところに時間を使って議論するのは無駄であるし、さらにそれは本当に重要な違反の問題を弱めることになるので、核軍縮については議論すべきでないという態度である。

これまでのNPTの会議での議論は、核兵器国対非核兵器国という形で二分されていたが、今回の議論を検討してみると、米国対他のすべての国という二分法がより大きく表れてきたように思える。圧倒的な軍事力をもつ米国が単独的に行動し、自らはCTBTを批准せず、FMCT交渉の開始にも乗り出さず、また他国からは新たな核兵器を開発し、核兵器の使用の可能性を増大させ、核実験再開に向かっていると非難されつつも、第6条の義務を完全に遵守していると主張しており、他の国との大きな認識のギャップが見られる。